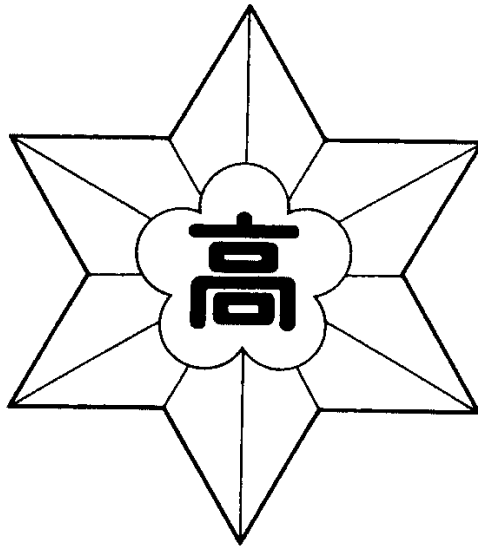


平成30年度 学校いじめ防止基本方針

～生徒一人一人の個性を生かし、
豊かな心と、社会的に自立する人間の育成を目指して～



校 訓

敬愛 ・ 自立 ・ 礼節

福岡県立福岡高等視覚特別支援学校

平成30年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号	特11	課程 (障害種別)
学校名	福岡県立福岡高等視覚特別支援学校	全日制 定時制 通信制 (視覚障害)

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

(1) 目 標

- ① 安心・安全にいきいきと生活できる居場所づくりと、互いに認め合い、支え合い、助け合う絆づくりに努める。
- ② 教職員のいじめに気づく力を高めるとともに、生徒との信頼関係を構築し、いつでも相談できる環境づくりをすすめる。
- ③ いじめ事案に対して、当該生徒の安全の保証、加害生徒・保護者及び、関係者に対して迅速・適切に対応する。
- ④ 全ての取組を学校、家庭、地域社会など関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む。

(2) 基本姿勢としてポイント

- ① 豊かな人間性や志をもって生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができる雰囲気づくりに努める。
- ② 規範意識をもち、自己肯定感や自己有用感を高める教育活動等を推進する。
- ③ 教育活動等において様々な手段を講じて、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ④ いじめ早期解決のために、当該生徒の安全を保障することを第一として組織的に対応し、保護者・関係機関とも連携して解決にあたる。
- ⑤ 学校全体でいじめの基本認識の共通理解を図り、生徒の些細な言動にも気づくことができる感性を高めることに努める。

2 いじめ未然防止（未然防止のための取組等）

未然防止の基本は、生徒が充実した学校生活を送ることであると考える、学校生活全般において日常的な取組を充実させることが重要である。

(1) 日常生活の中で心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。

- ・挨拶の励行、日常的な行動観察や言葉かけにより信頼関係を構築し、生徒の些細な変化について情報の共有化を図り、組織的に取り組む。また、学科を中心とした教育相談体制を確立させる。

(2) 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりをすすめる。

- ・分かりやすい授業づくりをすすめ、確かな学力を身につけさせることにより成就感や達成感を味わわせ、自己肯定感や自己有用感を高めさせる。
 - ・行事参加により生徒同士のかかわり方やコミュニケーションスキルを高めるとともにお互いを尊重し認め合う態度を育成する。
- (3) 規範意識の向上、道徳教育、人権教育の充実を図り、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える友人関係・人間関係・社会性を育成する。
- ・余暇時間の活用の一つとして体育的・文化的な活動に主体的に参加・活躍できる集団づくりを行い、生徒相互の関わりを広げたくさんの人と触れ合うことで集団の一員としての自覚や自信を育み、いろいろな考え方や生き方を学ぶとともに、互いを認め合える人間関係や社会性を育成する。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有し対応することが大切である。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア 全職員が日頃から生徒の様子を見守り、日常的な観察をていねいに行いながら、生徒が示す変化や危険信号を見逃さない感覚を持って接する。

イ 些細な変化に気づいた場合は、学科会や生徒指導委員会等において気づいた情報を確実に共有し、より多くの目で当該生徒を見守る。

ウ 日頃から生徒との信頼関係を築き、安心して相談できる雰囲気づくりに努める。

エ 定期的な学校生活アンケートや相談箱の設置を行い、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、必要に応じて教育相談等により、いじめの実態把握に努める。

オ 保護者へは学校での取組を知らせ、家庭での様子や通学時の様子等が把握できるよう連絡や相談を受ける協力体制を構築する。

4 いじめに対する措置(発見したいじめに対する対処(ネット上のいじめを含む))

(1) 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切であり、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア 些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要であり、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。保護者からの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- イ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「生徒指導委員会」に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ウ いじめの疑いがある事案を把握した段階で、管理職から県教育委員会へ電話での一報を行い、その後速やかな対処を行う。
- エ 事実確認の結果は、被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- オ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ア いじめられた生徒と保護者に対して、いじめ解決に向けた決意を伝え、誠意をもって「守り抜く」という姿勢を示し、安心感と信頼を獲得する。
- イ 生徒の不安解消を図り、安心できる場を設定し、本人の訴えを真剣に、誠実に、共感的に受け止め、自尊感情を高めるよう留意しながら、事実関係の正確な情報の収集、情報の整理、分析を行う。
- ウ 家庭訪問等により、保護者に対して誠意をもって適切な情報を提供する。保護者の思いを十分に傾聴し、今後の指導の方向性と解決への見通しを伝え、情報の正確な連絡と、指導についての経過報告を行いながら保護者との連携を図る。
- エ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、生徒に寄り添い支える体制をつくり、心のケアをしながら、安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう配慮する。
- オ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ア いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて関係諸機関の専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、再発を防止する措置をとる。
- イ 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、誠実に対応して事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ウ いじめた生徒への指導に当たっては、教育的愛情と毅然とした姿勢で指導に当たる。いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめた生徒が抱える問題やいじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の発達に配慮する。
- エ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行う。

オ 懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

ア いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

イ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

ウ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

エ 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(6) ネット上のいじめへの対応

ア ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を求める。

イ パスワード付きサイトや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対しても理解を求めていく。

ウ 生徒が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされる必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の実情を勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当な期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要と判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害者児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織に

においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対策プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが、「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該のいじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- | |
|---|
| <p>1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> <p>○「いじめにより」とは、上記1、2に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることをいう。</p> <p>○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。</p> <ul style="list-style-type: none">・生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発生した場合 などのケースが想定される。 <p>○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。</p> |
|---|

※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめ防止等のための基本的な方針」から抜粋

（1）重大事態の発生と調査

ア 重大事態が発生した場合は、その事態に対処し、当該自体と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに「緊急いじめ対策委員会」を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

イ 重大事態が発生した場合は、福岡県教育委員会及び福岡県知事へ事態の発生について報告する。

（2）調査結果の提供及び報告

ア 調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及び保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

イ 調査結果については、福岡県教育委員会及び福岡県知事に報告する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 平素の校内組織

ア 平素から学科会において、問題傾向を有する生徒について、現状や指導経過今後の指導方針等情報交換を行い情報を共有し組織的に対応する。(月2回以上実施)

イ いじめ防止等に関する措置を組織的に行うため、管理職、主幹教諭、生徒部長、生徒支援課長、学科主任、研究・支援部長、人権担当教員、寮務課長、保健課長(養護教諭)、当該生徒担任等による「生徒指導委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 関係機関と連携した組織

重大事態が発生した場合は、適切な処置をとるとともに管理職に報告をする。また、状況によっては「緊急いじめ対策委員会」を開催し迅速な対応をする。

「緊急いじめ対策委員会」の委員は以下のとおりである。

校長、教頭、主幹教諭、生徒部長、生徒支援課長、学科主任 研究・支援部長、人権担当教員、寮務課長、保健課長(養護教諭) 当該生徒担任、PTA会長、学校評議員、スクールカウンセラー その他関係機関職員

7 学校評価

ア 学校いじめ防止基本方針

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。
--

(1) いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組

- ・わかる授業を実践する為に、教職員が授業研究に励んでいるか。
- ・教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育が充実しているか。
- ・寄宿舎での余暇指導が充実しているか。

(2) 早期発見・事案対処マニュアルの実行

- ・生徒の様子フォルダを活用した対応が充実しているか。
- ・学科会議や分掌会議等で気になる生徒の情報を職員間で共有しているか。
- ・いじめの疑いがある場合、早期から複数の教員で対応しているか。また、いじめが発生した場合、いじめ対策委員会を中心としてマニュアルどおり対処できているか。

(3) 定期的・必要に応じたアンケートの実施

- ・いじめアンケートを実施しているか。

(4) 個人面談・保護者面談の実施

- ・必要に応じて適宜個人面談を行っているか。
- ・三者面談を実施しているか。

「補助資料」

(平成30年度学校いじめ防止基本方針)

学校番号	特11	課程 (障害種別)
学校名	福岡県立福岡高等視覚特別支援学校	全日制 定時制 通信制 (視覚障害)

1 いじめ防止のための職員研修

- (1) わかる授業づくりや生徒に自己有用感をもたせる授業づくりを推進するために、校内外の研修に積極的に参加するとともに、公開授業や授業見学等を行うなど授業研究を進めることにより職員相互の指導力を向上させる。
- (2) 不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることから、いじめや人権に関わる職員研修を行う。

2 その他(各取組のPDCAサイクルについて)

いじめ防止のための目標を達成するため、年間指導計画を作成する際には、それぞれの項目において、具体的な評価項目を定める。

評価は、学期ごとに「生徒指導部会」において行う。

なお、年間をとおして随時状況を把握し、国や県の基本方針に基づきながら問題等が発生した際には、各取組でのPDCAサイクルに基づき速やかに「学校いじめ防止対策基本方針」を見直すとともに、改善を図り全職員に周知する。

3 いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織

組織の名称		生徒指導委員会		
組織の構成員	教職員	職名等	校内での役職名	氏名
		教頭		田中 球磨
		主幹教諭	教務部長	岡田 富広
		教諭	生徒支援課長	常守 聡
		養護教諭	保健課長	清田由紀子
		教諭	学科主任（4学科）	川崎 政裕・新留 尚隆 月森 俊暢・柏木慎太郎
		教諭	研究・支援部長	永吉 和之
		教諭	人権推進担当	塩崎 真也
		教諭	寮務課長	石井 博之
		教諭	該当担任	※該当担任

いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織

組織の名称		緊急いじめ対策委員会		
組織の構成員	教職員	職名等	校内での役職名	氏名
		校長		樋口由美子
		教頭		田中 球磨
		主幹教諭	教務部長	岡田 富広
		教諭	生徒支援課長	常守 聡
		養護教諭	保健課長	清田由紀子
		教諭	学科主任（4学科）	川崎 政裕・新留 尚隆 月森 俊暢・柏木慎太郎
		教諭	研究・支援部長	永吉 和之
		教諭	人権推進担当	塩崎 真也
		教諭	寮務課長	石井 博之
	教諭	該当担任	※該当担任	
	外部専門家	学校評議員①		山田 敏夫
		学校評議員②	NPO法人ウエルの会	登本 弘志
		PTA会長		西本 博志
		スクールカウンセラー	臨床心理士	岩切 静

4 いじめ防止等の年間指導計画

	いじめ未然防止の取組	いじめ早期発見の取組	職員研修	評価・分析の取組
4月	学科会 生徒部会	取組の周知 保護者面談 二者面談	いじめ防 止研修	生徒部会
5月	学科会 生徒部会	二者面談 学校生活アンケート		生徒部会
6月	学科会 生徒指導部会 公開授業 人権学習①	二者面談		学校自己評価(計画) 人権教育推進委員会
7月	学科会 生徒部会	保護者面談 二者面談		
8月			人権研修	人権教育推進委員会
9月	学科会 公開授業 生徒部会	二者面談		生徒部会
10月	学科会 生徒部会 非行防止講演会 (薬物)	二者面談 学校生活アンケート		学校自己評価(中間) 生徒部会
11月	学科会 生徒部会	二者面談		
12月	学科会 人権学習② 生徒部会	学校生活アンケート 保護者面談 二者面談		人権教育推進委員会 生徒部会
1月	学科会 生徒部会	二者面談		
2月	学科会 生徒部会 人権学習③	学校生活アンケート 二者面談		学校自己評価(実施) 生徒指導部会 人権教育推進委員会
3月	学科会 生徒部会	保護者面談 二者面談		
備考				